

平成26事業年度

事業報告書

第4期

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

目次

1. 機構の概要	
(1) 事業内容	1
(2) 事務所の所在地	1
2. 機構の沿革等	
(1) 機構の沿革	2
(2) 設立根拠法	2
(3) 主務大臣	2
(4) 審議等機関	3
3. 資本金の状況	4
4. 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴	4
5. 職員の定数	4
6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況	
(1) 負担金の収納業務	5
(2) 資金援助業務	7
(3) 相談業務その他の業務	11
(4) 廃炉等に関する研究開発の推進	11
(5) 廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告	12
(6) 廃炉等に関する情報提供業務	12
7. 関係会社の概況	13
8. 機構が対処すべき課題	
(1) 負担金の収納業務	15
(2) 資金援助業務	15
(3) 相談業務その他の業務	15
(4) 廃炉等に関する研究開発の推進	16
(5) 廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告	16
(6) 廃炉等に関する情報提供業務	16

9. 資金計画の実施の結果	17
10. 特別事業計画の履行状況	17
(1) 原子力損害の賠償	18
(2) 福島復興に向けた取り組み	18
(3) 事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全	19
(4) 経営の合理化のための方策	19
(5) HDカンパニー制の下での事業運営の方向性	20
11. 戦略プランの策定状況	22
12. 借入金及び機構債の残高状況	23
13. 委託費等の状況	23

1. 機構の概要

(1) 事業内容

- ① 負担金の収納業務（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 38 条から第 40 条まで）
機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。
- ② 資金援助業務（法第 41 条から第 52 条まで）
原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。
- ③ 相談業務その他の業務（法第 53 条から第 55 条まで）
機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。
平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成 23 年法律第 91 号）に基づき国又は都道府県知事から委託を受けた場合に、仮払金の支払業務を行う。
- ④ 廃炉等に関する研究開発の推進（法第 35 条）
事故炉の廃炉対策に関する研究開発を、中長期的な廃炉計画により整合的な形で実施できるよう調整する。
業務遂行に当たり、廃炉等技術委員会が廃炉技術に関する廃炉等技術研究開発業務実施方針を定め、廃炉等の円滑な実施を促進する。
- ⑤ 廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告（法第 35 条）
事故炉の廃炉対策の状況・課題を把握し、専門技術的観点から適切な支援を行う。
- ⑥ 廃炉等に関する情報提供業務（法第 35 条）
事故炉の廃炉対策に関する最新の知見・情報について国内外へ提供を行う。
- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる業務に附帯する業務

(2) 事務所の所在地（平成 27 年 3 月 31 日現在）

- ① 本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号 共同通信会館 5 階
- ② 福島事務所
〒963-8002 福島県郡山市駅前一丁目 15 番 6 号
明治安田生命郡山ビル 1 階

③ 福島第一原子力発電所現地事務所

〒979-0513 福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字美シ森八丁目 57 番

2. 機構の沿革等

(1) 機構の沿革

年 月	事 項
平成 23 年 9 月	・ 設立
平成 23 年 11 月	・ 特別事業計画の認定、特別資金援助の決定 ・ 福島事務所の設置
平成 24 年 2 月	・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額 の変更決定
平成 24 年 5 月	・ 特別事業計画の変更認定（総合特別事業計画）、 特別資金援助の内容等の変更決定
平成 24 年 7 月	・ 東京電力株式の引受け
平成 25 年 2 月	・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額 の変更決定
平成 25 年 6 月	・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額 の変更決定
平成 26 年 1 月	・ 特別事業計画の変更認定（新・総合特別事業 計画）、特別資金援助の額の変更決定
平成 26 年 8 月	・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額 の変更決定 ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ改組
平成 26 年 11 月	・ 福島第一原子力発電所現地事務所の開設

(2) 設立根拠法

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）

（旧 原子力損害賠償支援機構法）

(3) 主務大臣

内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣

(4) 審議等機関

① 運営委員会（委員 10 人以内並びに機構の理事長、副理事長及び理事）

○委員名簿

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	氏 名	現 職
委員長	原田 明夫	弁護士
委 員	岡本 孝司	東京大学大学院工学系研究科教授
委 員	金本 良嗣	政策研究大学院大学副学長・教授
委 員	後藤 高志	株式会社西武ホールディングス代表取締役社長
委 員	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
委 員	瀬谷 俊雄	株式会社地域経済活性化支援機構代表取締役社長
委 員	藤川 淳一	東レ株式会社常任顧問
委 員	増渕 稔	日本証券金融株式会社代表取締役会長

○開催状況

平成 26 年度においては 10 回開催し、特別事業計画の変更や、予算、決算等の議決を行ったほか、「新・総合特別事業計画の進捗」等について、東京電力株式会社（以下「東電」という。）の経営陣から報告を受けた。

② 廃炉等技術委員会（委員 8 人以内並びに機構の役員のうちから理事長が指名する者 4 人以内）

○委員名簿

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	氏 名	現 職
委員長	近藤 駿介	原子力発電環境整備機構理事長
委 員	浅間 一	東京大学大学院工学系研究科教授
委 員	大西 有三	関西大学環境都市工学部都市システム工学科特任教授
委 員	岡本 孝司	東京大学大学院工学系研究科教授
委 員	鎌田 博文	大成建設株式会社常務執行役員・原子力本部長
委 員	竹内 敬介	日揮株式会社相談役
委 員	朽山 修	原子力安全研究協会処分システム安全研究所所長
委 員	松浦 祥次郎	日本原子力研究開発機構理事長

○開催状況

平成 26 年度においては 8 回開催し、戦略プランや、廃炉に向けた研究開発について審議を行ったほか、福島第一原発の廃炉作業の進捗について、東電の廃炉推進カンパニーから報告を受けた。

3. 資本金の状況（平成 26 年度末）

政府出資金 : 7,000 百万円（前事業年度末からの増減なし）

民間出資金 : 7,000 百万円（前事業年度末からの増減なし）

4. 役員の数、氏名、役職、任期及び経歴

定数 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 6 人以内、監事 1 人

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

氏名	役職	任期	経歴
杉山 武彦	理事長	平成 23 年 9 月 15 日 ～平成 27 年 9 月 14 日	（前）一橋大学学長
山名 元	副理事長	平成 26 年 8 月 20 日 ～平成 28 年 8 月 19 日	（前）国際廃炉研究開発機構理事長
野田 健	理事	平成 23 年 9 月 20 日 ～平成 27 年 9 月 19 日	（元）警視総監・内閣危機管理監
池田 篤彦	理事	平成 25 年 9 月 20 日 ～平成 27 年 9 月 19 日	（前）財務省大臣官房審議官
五十嵐 安治	理事	平成 26 年 9 月 1 日 ～平成 28 年 8 月 31 日	（前）株式会社東芝顧問
藤原 正彦	理事	平成 26 年 8 月 1 日 ～平成 27 年 9 月 19 日	（前）資源エネルギー庁廃炉基盤整備総合調整官
丸島 俊介	理事 （非常勤）	平成 23 年 9 月 20 日 ～平成 27 年 9 月 19 日	弁護士
佐藤 正典	監事 （非常勤）	平成 23 年 9 月 26 日 ～平成 27 年 9 月 25 日	公認会計士

5. 職員の定数（平成 26 年度末）

104 人（前事業年度末から 49 人増）

6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況

(1) 負担金の収納業務

① 一般負担金年度総額等及び特別負担金額の決定

平成 26 年度一般負担金については、平成 27 年 3 月 24 日、主務大臣に対して年度総額（1,630 億円）及び負担金率（各原子力事業者の保有原子炉の熱出力等に応じて設定。）の認可申請を行い、3 月 31 日に認可を受け、同日、各原子力事業者に通知した。

また、平成 26 年度特別負担金については、認定事業者である東電の収支の見通し等を踏まえ 600 億円とし、3 月 24 日、主務大臣に対して認可申請を行い、3 月 31 日に認可を受け、同日、同社に通知した。

当該通知を受け、各原子力事業者は、納期限までに負担金を機構に納付することとなる。

なお、これまでの一般負担金及び特別負担金の決定額は以下の通り。

○一般負担金年度総額

(単位：百万円)

各年度	決定額
平成 23 年度	81,500
平成 24 年度	100,804
平成 25 年度	163,000
平成 26 年度	163,000
累計	508,304

○特別負担金額

(単位：百万円)

各年度	決定額
平成 23 年度	0
平成 24 年度	0
平成 25 年度	50,000
平成 26 年度	60,000
累計	110,000

② 平成 25 年度一般負担金及び特別負担金の収納

平成 25 年度一般負担金（年度総額 1,630 億円：平成 26 年 3 月 28 日付主務大臣認可）及び平成 25 年度特別負担金（500 億円：平成 26 年 4 月 30 日付主務大臣変更認可）については、法第 38 条第 2 項に基づき、平

成 26 年 6 月及び 12 月に 2 分の 1 ずつ各原子力事業者から納付された。

③ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金の交付

平成 26 年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金（以下「交付金」という。）については、平成 25 年 12 月 20 日付で閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」及び平成 26 年度政府予算に基づき、法第 68 条の規定により、平成 27 年 3 月に国から交付を受けた。

なお、これまでの交付金の交付額は以下の通り。

○法第 68 条に基づき国から交付を受けた交付金

(単位：百万円)

交付年月日	交付金額
平成 23 年度累計	0
平成 24 年度累計	0
平成 25 年度累計	0
平成 27 年 3 月 27 日	35,000
平成 26 年度累計	35,000
累計	35,000

④ 国庫納付金の納付

負担金等の収入については、法第 59 条に基づき、機構が特別資金援助に係る資金交付を行った場合、原子力損害への迅速かつ円滑な履行のために必要な費用に充てたのち、残余を国庫に納付することとされており、平成 26 年度においては約 2,097 億円を、平成 26 年 7 月及び平成 27 年 1 月に 2 分の 1 ずつ国庫へ納付した。

なお、これまで納付した国庫納付金は以下の通り。

○国庫納付金

(単位：百万円)

各年度	納付額
平成 23 年度 (平成 24 年度収納)	79,992
平成 24 年度 (平成 25 年度収納)	97,322
平成 25 年度 (平成 26 年度収納)	209,789
累計	387,103

(2) 資金援助業務

① 特別事業計画の作成業務

機構は、平成 26 年 7 月 23 日、東電より、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」等による要賠償額の見通しの増加に伴う資金援助の内容又は額の変更の申請を受け、当該申請を踏まえ、7 月 30 日、主務大臣に対して特別事業計画の変更の認定を申請し、8 月 8 日に主務大臣の認定を受けた。

また、平成 27 年 3 月 26 日、東電より、除染費用の一部について、これまでの応諾実績等から合理的な見積もりが可能になったこと等による要賠償額の見通しの増加に伴う資金援助の内容又は額の変更の申請を受けたことから、3 月 27 日、主務大臣に対して特別事業計画の変更の認定を申請した。

なお、特別事業計画の履行状況については、後述のとおり。

② 東電への資金援助業務

(実施状況)

○法第 48 条に基づき国から交付を受けた交付国債

・国債の交付

(単位：百万円)

交付年月日	交付金額
平成 23 年度累計	5,000,000
平成 24 年度累計	0
平成 25 年度累計	0
平成 26 年度累計	4,000,000
累計	9,000,000

・国債の償還

(単位：百万円)

償還年月日	償還金額
平成 23 年度累計	663,600
平成 24 年度累計	1,567,700
平成 25 年度累計	1,455,700
平成 26 年 4 月 22 日	191,800
平成 26 年 5 月 21 日	175,900

平成 26 年 6 月 20 日	89,400
平成 26 年 7 月 23 日	105,500
平成 26 年 8 月 20 日	17,500
平成 26 年 9 月 22 日	108,500
平成 26 年 10 月 21 日	8,800
平成 26 年 11 月 21 日	73,800
平成 26 年 12 月 22 日	75,500
平成 27 年 1 月 21 日	78,300
平成 27 年 2 月 20 日	74,700
平成 27 年 3 月 20 日	44,600
平成 26 年度累計	1,044,300
累計	4,731,300

※平成 26 年度末の交付国債残高：4 兆 2,687 億円

○法第 41 条及び第 43 条に基づく資金援助申請の内容及び額

・資金交付

(単位：百万円)

申請年月日	申請金額
平成 23 年度累計	2,426,271
平成 24 年度累計	696,808
平成 25 年度累計	1,665,765
平成 26 年 7 月 23 日	512,595
平成 27 年 3 月 26 日	634,848
平成 26 年度累計	1,147,443
累計	5,936,287

・株式の引受け

(単位：百万円)

申請年月日	申請金額
平成 23 年度累計	1,000,000
平成 24 年度累計	0
平成 25 年度累計	0
平成 26 年度累計	0
累計	1,000,000

○法第 42 条に基づく資金援助決定の内容及び額

・資金交付

(単位：百万円)

決定年月日	決定金額
平成 23 年度累計	1,580,322
平成 24 年度累計	1,542,757
平成 25 年度累計	1,665,765
平成 26 年 8 月 8 日	512,595
平成 26 年度累計	512,595
累計	5,301,439

・株式の引受け

(単位：百万円)

決定年月日	決定金額
平成 23 年度累計	0
平成 24 年度累計	1,000,000
平成 25 年度累計	0
平成 26 年度累計	0
累計	1,000,000

○資金援助の実施内容及び額

・資金交付

(単位：百万円)

実施年月日	実施金額
平成 23 年度累計	663,600
平成 24 年度累計	1,567,700
平成 25 年度累計	1,455,700
平成 26 年 4 月 23 日	191,800
平成 26 年 5 月 22 日	175,900
平成 26 年 6 月 23 日	89,400
平成 26 年 7 月 24 日	105,500
平成 26 年 8 月 21 日	17,500
平成 26 年 9 月 24 日	108,500
平成 26 年 10 月 22 日	8,800
平成 26 年 11 月 25 日	73,800

平成 26 年 12 月 24 日	75,500
平成 27 年 1 月 22 日	78,300
平成 27 年 2 月 23 日	74,700
平成 27 年 3 月 23 日	44,600
平成 26 年度累計	1,044,300
累計	4,731,300

・株式の引受け

(単位：百万円)

実施年月日	実施金額
平成 23 年度累計	0
平成 24 年度累計	1,000,000
平成 25 年度累計	0
平成 26 年度累計	0
累計	1,000,000

③ 賠償モニタリング業務

機構において、迅速かつ適切な賠償金の支払がなされているか確認することを目的として、支払の実態に関するモニタリングを平成 25 年度に続き実施した。

具体的には、東電に設けられた支払専用口座からの支払の実績と賠償請求の受付・処理等に係る情報を照合するとともに、個別の支払案件を抽出し、確認することにより、当該口座の資金が迅速かつ適切に賠償金支払のみに充当されていることを検証し、確認した。

モニタリング結果については、外部の有識者を中心とした賠償モニタリング委員会を開催し、継続的に検証を行っており、同委員会が出された意見等については適宜対応を図った。

東電の「3つの誓い」（最後の一人まで賠償貫徹、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、和解仲介案の尊重）に従った取組状況についてチェックすることを目的として、機構職員及び東電社員からなる「3つの誓い」ワーキンググループを概ね隔週（平成 27 年 1 月からは原則月 1 回）で開催し、「3つの誓い」の取組状況について聴取するとともに、相談業務で寄せられたご要望等を踏まえ、改善の方向性・方策等について協議を行い、本賠償未請求の方に御請求を呼びかける取組、東電の賠償基準に関する具体的な考え方のリーフレット等への記載及び FAQ の充実化等、東電による改善の取組に反映させた。

(3) 相談業務その他の業務

相談業務については、昨年度に引き続き弁護士等の専門家を福島県内の仮設住宅や借上げ住宅に避難された方の自治会組織に派遣し、損害賠償の請求・申立てに関する対面による無料の個別相談等を実施した。また、郡山市にある福島事務所をはじめ、福島市、いわき市、会津若松市、白河市、南相馬市の常設会場で無料の個別相談を実施し、山形県内の主要都市においても同様の相談会を実施した。このほか、前年度からの取り組みとして、避難されている方の多い10都県において、弁護士に加え不動産鑑定士を交えた無料の説明会・相談会を実施した。更に各県の単位弁護士会と委託契約を締結し、全国に避難された方々に対して無料の相談を実施した。

また、電話による無料の情報提供等を継続して実施した。

○相談業務の実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対面相談・ 電話相談	約3,710組	約6,560組	約5,200組	約4,110組
情報提供	約2,390件	約3,900件	約2,850件	約2,160組

(4) 廃炉等に関する研究開発の推進

事故炉の廃炉対策に関する研究開発については、業務の基本方針として、機構法第36条第2項に基づき、「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針」を第1回廃炉等技術委員会（平成26年8月21日開催）で審議し、主務大臣の認可の上、定めた。本方針に基づき、福島第一原子力発電所の廃炉を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の企画、調整及び管理に関する業務を実施した。

まず、政府が主導する研究開発事業について、平成26年度に実施された以下の事業のレビューを行うとともに、平成27年度事業の企画に参画した。

① 廃炉・汚染水対策事業（経済産業省）

- ・汚染水処理対策技術検証事業
- ・燃料デブリ取り出し代替工法の概念検討と要素技術の実現可能性検討事業

- ・技術開発事業
- ② 研究拠点施設整備事業（経済産業省）
 - ・モックアップ試験施設
 - ・分析・研究開発施設
- ③ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）交付金による基礎基盤研究、拠点整備事業（文部科学省）
- ④ 廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム（文部科学省）
- ⑤ 汚染水処理対策・実証事業（経済産業省）
 - ・高性能多核種除去設備（高性能ALPS）整備実証事業
 - ・凍土方式遮水壁大規模整備実証事業

（5）廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告

廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告については、福島第一原発の廃炉が着実に進捗することを目指し中長期的な観点から戦略を策定することを出発点とした。

今後の廃炉を適確かつ着実に実施する観点から、中長期的視点から十分な対応がなされていない分野に対し、専門的・持続的な技術検討を行い、政府の中長期ロードマップの改訂に反映することなどを目的として、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン」(以下「戦略プラン」という。)を策定する。とりわけ、中長期的に重要な課題となる、溶け落ちた核燃料（以下「燃料デブリ」という。）の取り出し、廃棄物の対策について、重点を置いて戦略プランの策定を進めた。戦略プランでの技術検討を、政府、東京電力、その他関係者に示すことで、廃炉に向けた助言、指導、勧告を行った。

戦略プラン策定の他には、東電から提示のあった「福島第一原子力発電所 1、2号機の燃料取り出し計画について」に対し、機構としての評価とそれに基づく提言を纏め、第11回廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議（平成26年10月30日開催）に報告した。

汚染水対策については、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議や廃炉等技術委員会での議論を通じて、収束に向けて、助言、指導、勧告を行った。

（6）廃炉等に関する情報提供業務

廃炉等に関する情報提供業務については、世界でも先例の無い事故炉の廃炉

に向けて国内外から叡智を結集するためにも重要な取組として、積極的に国内外で講演活動に取り組むことを通じて、主に専門家向けに情報の提供を行うとともに、ウェブサイトについては、国内外の叡智を集める活動を強化するため、廃炉関連の情報に特化した専用ウェブサイトを開設した。

7. 関係会社の概況

(1) 関係会社の概況

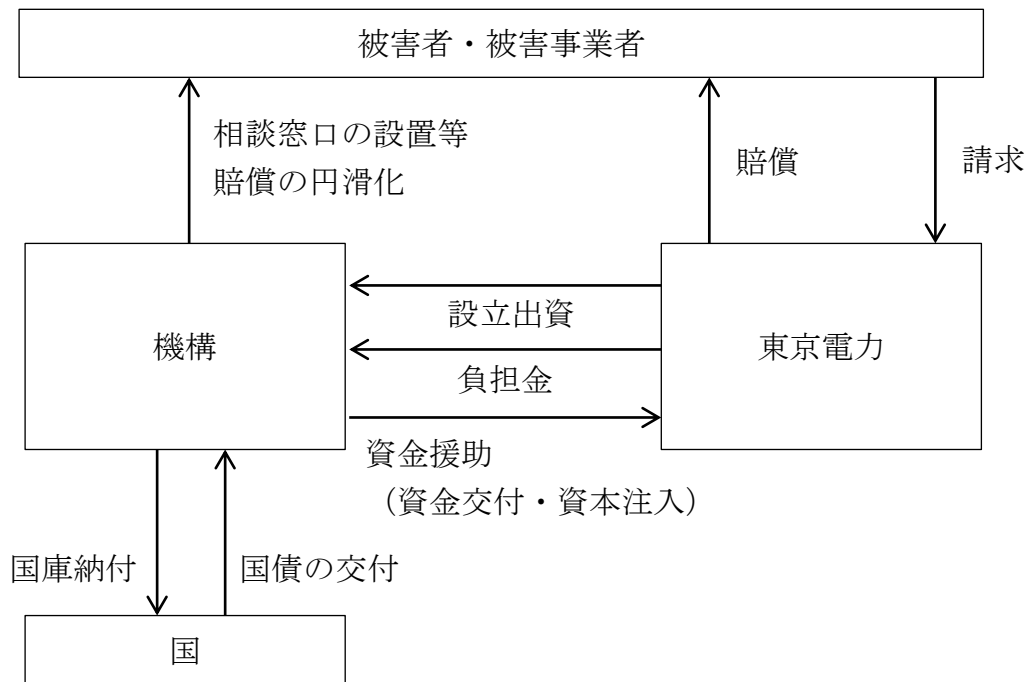
(東京電力株式会社)

(平成27年3月31日現在)

本店及び支店の所在地	<p>【本店】 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号</p> <p>【支店】 (栃木支店) 栃木県宇都宮市馬場通り一丁目1番11号 (群馬支店) 群馬県前橋市本町一丁目8番16号 (茨城支店) 茨城県水戸市南町二丁目6番2号 (埼玉支店) 埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目14番2号 (千葉支店) 千葉県千葉市中央区富士見二丁目9番5号 (東京支店) 東京都新宿区新宿五丁目4番9号 (多摩支店) 東京都八王子市子安町一丁目16番25号 (神奈川支店) 横浜市中区弁天通一丁目1番 (山梨支店) 山梨県甲府市丸の内一丁目10番7号 (沼津支店) 静岡県沼津市大手町三丁目7番25号</p>
資本金の額	1兆4,009億7,572万2,050円
事業内容	電気事業等
代表者名の氏名	廣瀬直己

役員数	22 人
従業員数	33,853 人
機構の持株比率	A種優先株式：100% B種優先株式：100%
機構との関係	機構に約17%出資している。また、機構から、法第41条第1項第1号及び第2号に基づく資金援助を受けている。
その他	機構の議決権所有割合は50.10%

(2) 機構との関係 (系統図)



8. 機構が対処すべき課題

(1) 負担金の収納業務

一般負担金については、原子力事業者の負担の適正化の観点から、各原子力事業者の収支の状況等を勘案した形で決定し、確実に収納する必要がある。

また、特別負担金については、東電の収支の状況を踏まえつつ、電力の安定供給等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な資金を確保できるよう、適切な額とする必要がある。

(2) 資金援助業務

① 特別事業計画の実施業務

東電においては、新・総特に掲げた施策を精査・具体化した「2014年度 東京電力グループ アクション・プラン（以下「アクション・プラン」という。）等に基づき、経営合理化等の経営改革に取り組んでいるところではあるが、機構においては、当該取組状況を引き続きモニタリングすることにより、東電の経営改革を着実に推進していく。

② 東電への資金援助業務

引き続き、東電の要請に基づき賠償用の特別資金援助を過不足なく実施するとともに、東電株式の引受けのために借り入れた資金について、政府保証付借入と政府保証付原子力損害賠償・廃炉等支援機構債（以下「機構債」という。）の発行により、確実に借換えを行っていく。

③ 賠償モニタリング業務

東電による賠償金支払いの進捗等に対応してモニタリング方法の改善を図りつつ、賠償モニタリング委員会の開催等により、賠償実施状況のモニタリングを行う。

また、引き続き、東電の「3つの誓い」の実施状況をチェックすることを目的として、機構職員及び東電社員からなる「3つの誓い」ワーキンググループを開催し、必要な対応改善を求めていく。

(3) 相談業務その他の業務

相談業務その他の業務については、引き続き、損害賠償の請求・申立てに関する対面による個別相談等及び電話による無料の情報提供等を実施していく。

今後も、被害者の方々の関心事項や真に求められている相談需要の変化等を踏まえ、柔軟に対応していく。

(4) 廃炉等に関する研究開発の推進

事故炉の廃炉対策に関する研究開発については、基本方針である「廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針」に基づき、必要な技術に関する研究及び開発の企画、調整及び管理を進める。

政府、その他関係機関が行う研究開発事業について、実際の廃炉作業ならびに中長期の廃炉戦略に整合的であるかという観点から、事業のレビューを行うとともに、事業の企画に参画していく。

(5) 廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告

廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告については、戦略プランの策定を継続し、政府の中長期ロードマップや、東電による廃炉作業に反映されるよう、引き続き助言、指導、勧告を行っていく。

重要な中長期的な課題である、燃料デブリの取り出しと廃棄物の対策については、現場の調査、必要とされる技術の研究開発の最新状況を踏まえ、戦略を絶えず見直し、廃炉戦略の実効性を高めていく。

また、使用済み燃料の取り出しや、汚染水の対策についても、技術的な観点から収束に向けて、助言、指導、勧告を行う。

(6) 廃炉等に関する情報提供業務

廃炉等に関する情報提供業務については、講演活動、専用ウェブサイトの更新等を通じて、常に最新の情報を提供する。

また、地元に向けては、廃炉・汚染水対策福島評議会、原子力監視協議会などの会議に出席し、廃炉に向けた技術的検討状況について説明するとともに、個別に関係する地方公共団体を周り、廃炉戦略について対話を行っていく。

9. 資金計画の実施の結果

平成 26 事業年度資金計画実績表

(単位：百万円)

支 出				収 入			
科目	計画額	実績額	差引増△減額	科目	計画額	実績額	差引増△減額
資金援助事業費	6,713,000	1,044,300	△5,668,700	資金援助事業収入	5,566,670	1,292,300	△4,274,370
事業諸費	1,536	968	△567	借入金	3,700,000	400,000	△3,300,000
受託経費	1	—	△1	機構債	300,000	300,000	—
一般管理費	1,848	1,453	△394	受託収入	1	—	△1
国庫納付金	209,789	209,789	△0	事業外収益	6	77	71
事業外費用	10,474	1,651	△8,823	前年度繰越金	11,440	11,561	120
借入返済金	2,600,000	700,000	△1,900,000				
予備費	50	—	△50				
翌年度繰越金	41,417	45,776	4,358				
合計	9,578,118	2,003,938	△7,574,179	合計	9,578,118	2,003,938	△7,574,179

(注1) 金額は、単位未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合がある。

(注2) 計画額は、流用後の予算現額を記入。

10. 特別事業計画の履行状況

総合特別事業計画（以下「総特」という。）においては、機構が東電に対して資金援助を行うにあたり、親身・親切的な損害賠償、一刻も早い事故の収束、そして当面の電力の安定供給の確保という各課題の達成に向けた東電による取組の内容を定めた。

しかしながら、総特が前提とした経営環境は、策定後 1 年半を経て、大きく変化し、総特の抜本的な見直しが避けられなくなった。こうした事業環境の大きな変化と、国との役割分担に関する政府決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（平成 25 年 12 月 20 日原子力災害対策本部決定・閣議決定）」を踏まえ、総特を全面改訂し新・総特を策定した。総特は、資金繰りのための一括とりまとめを主軸とする事業計画であったが、新・総特は、国の方針を踏まえた東電等の役割についての復興加速化のための一括とりまとめを中核とする「東電新生プラン」と位置づけられるものである。

そのような中、東電は、以下に示すような各取組を実施しており、新・総特を着実に履行している状況にある。

東電は、「責任と競争」の両立を基本に、東電グループ全体として賠償、廃炉、福島復興等の責務を全うしていくとともに、電力の安定供給を貫徹しつつ、電力システム改革を先取りした新たなエネルギーサービスの提供と企業価値向上に取り組む。

「責任」分野においては、福島復興本社における取組をさらに充実させていくとともに、国との連携を深め、内外の技術と専門家を福島第一原子力発電所の「福島第一廃炉推進カンパニー」に集積するなど、汚染水問題や廃炉に最大限のリソースを投入し、持続的に福島原子力事故の責任を全うする。

一方、「競争」分野においては、平成28年4月を目途に導入するHDカンパニー制の下、燃料・火力、送配電、小売の各カンパニーは、電力自由化という新たな競争の時代において、その先駆けとなる新たなエネルギービジネスを実現し、持続的な再生に向けた収益基盤の確立を目指す。

これにより、2020年代初頭までに、原子力発電所の再稼働やコスト削減の深堀り、燃料調達規模の拡大や火力リプレースによる燃料費の削減などにより最大で年間1兆円程度の値下げ余力を確保するとともに、年間1,000億円規模の利益を創出する。

さらに、2030年代前半までに、各カンパニーが、旧来の電気事業モデルの発想を超えた競争的な事業展開を推進することで、年間最大3,000億円規模の料金値下げ原資を生み出すとともに、年間3,000億円規模の利益を創出することで、4.5兆円を上回る規模の株式価値を実現していくことを目指す。

(1) 原子力損害の賠償

現時点における要賠償額の見通しは6.1兆円となっているが、東電は、事故の原因者として被害者の方々に徹底して寄り添うとともに、賠償額の増加にとらわれず、最後の一人まで賠償を貫徹することを約束する。

引き続き「迅速かつきめ細やかな賠償」を徹底するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介案を尊重する。また、未請求者の方々に対して、ダイレクトメール、電話連絡、戸別訪問に加え、マス広告による呼びかけも行っている。

(2) 福島復興に向けた取り組み

福島復興本社の設立（平成25年1月）以降、東電は、「10万人派遣プロジェクト」により、社員一人ひとりが、被災現場や避難場所に足を運び、被害者の方々や、地元自治体のご意見・ご要望を地道に承り、除染や復興の推進活動に全力を注いできた。

今後はさらなる福島復興の加速化に向け、東電は、「10万人派遣プロジェクト」による社員の派遣を継続し、特に生活環境の整備や農業漁業商工業の再開支援へのご協力などに人的・技術的資源を集中投入する。また、福島復興本社における企画立案機能のさらなる強化等のため、500人規模の管理職の福島専任化を行い、国や自治体との連携加速、産業基盤の育成や雇用創出に主体的に取り組む。加えて、同社は、今後帰還される住民に先立って、Jヴィレッジから避難指示区域内に移転する。

さらに、復興の中核となる産業基盤の整備や雇用機会の創出に向け、国と連携して「先端廃炉技術グローバル拠点構想」の実現に尽力するほか、世界最新鋭高効率石炭火力の建設を進めるなど、人材面・技術面・資金面において東電自らの資源を積極的に投入する。

(3) 事故炉の安定収束・廃炉と原子力安全

東電は、福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応を真摯に反省し、ハード・ソフト両面の対策、現場のモチベーション向上策などを総合的に実施する。加えて、1兆円超の追加支出枠を合理化などによって捻出するほか、多核種除去設備（ALPS）増強による汚染水の浄化、福島第一原子力発電所5・6号機の廃炉及びモックアップ実機試験への活用を進める。

また、国のガバナンスの下で廃炉・汚染水対策を国家的プロジェクトとして完遂するため、原子力部門から独立した「福島第一廃炉推進カンパニー」を創設し、事故対処に集中できる体制を整備するとともに、専門的知見を有する社内外の人材の積極的な活用により、廃炉等に係る技術的課題を克服できるよう、オールジャパンの体制で取り組んでいる。

これらにより、東電は、廃炉・汚染水対策について事故後の緊急的な対応を改め、国とともに30～40年にわたる長期的な廃炉作業を、緊張感を持って着実に進めていく。また、事故炉の廃炉対策など技術開発や人材育成を通じて広く世界に貢献するため、国、機構とともに廃炉や原子力安全に関する研究開発のための国際的プラットフォームの整備を進める。

さらに、従来の安全文化・対策に対する過信と傲りを一掃し、不退転の覚悟を持って原子力部門の安全改革に取り組むことで、世界最高水準の安全意識と技術的能力、社会との対話能力を有する原子力発電所運営組織を実現していく。

(4) 経営の合理化のための方策

東電は、平成24年4月の総特策定後、外部専門家を活用した調達改革、

リスク限度の精緻化・見直しなどに踏み込んだ抜本的な合理化を断行し、計画を上回る成果を挙げつつある。また、社内カンパニー制・管理会計を導入し、全社へのコスト意識の徹底を図ってきた。今後もこれらを徹底し、総特目標に1.4兆円上積みし、10年間（平成25～34年度）累計で4.8兆円のコスト削減を目指す。

こうした合理化をはじめとする様々な経営努力により、自己資本比率を高め、平成28年度中の公募社債市場への復帰を目指す。

人事改革では、総特目標を上回る厳しい年収カット（管理職30%減、一般職20%減）を実施し、人員削減計画の早期達成を目指してきた。一方、厳しい処遇条件から、将来の経営を担う若手を含め、有能な人材の流出が高水準で継続するなど、人材面での劣化への対応が急務となっている。今後の持続的な責任の貫徹と企業価値向上のためには、社員に対し、新しい緊張感を醸成しつつ、希望と意欲を持って活躍できる人事制度を導入する必要がある。

そこで、50歳以上の社員を対象とする1,000人規模の希望退職実施により人員削減計画を7年前倒しで終了するとともに（東電グループ全体では2,000人規模の希望退職）、震災時に50歳以上であったベテラン管理職（500人規模）を対象とする役職定年の実施と福島専任化を行い、福島において賠償、廃炉、復興推進等に従事する社員の年収を平成26年7月に7%カット水準まで見直すことで、事故対応に必要な人材を確保しつつ社員の新陳代謝を加速している。さらに、1.4兆円のコスト削減を実現するため、計画を超過達成した場合にその一部を処遇に反映する制度を導入し、上記福島対応以外の社員についても平成26年度下半期に年収14%カット水準の範囲内で復元時期を7月に前倒し、また、このまま超過達成が続くことになれば、平成28年度には全社員について年収5%カット水準まで給与を復元していく。

（5）HDカンパニー制の下での事業運営の方向性

今後の競争激化や震災後の節電の定着などを踏まえると、事業基盤である電力需要の中期的な減少リスクは否定できない。このような前提の下、東電は、HDカンパニー制を活用した徹底的なビジネスモデルの改革を推進する。

具体的には、福島復興本社と廃炉を含む原子力事業、グループ本社機能を持つ持株会社の下に、燃料・火力、送配電、小売の各事業子会社を設置する。これにより、持株会社は、経営層によるグループ全体のマネジメントを行うとともに、賠償、廃炉、福島復興に責任を持って取り組み、東電グループとして「事故責任の貫徹」を堅持する。また、各事業子会社は、事業の特性に

応じた事業戦略を実現し、我が国経済全体に貢献しつつ、企業価値を向上させる。

① フュエル&パワー・カンパニー

フュエル&パワー・カンパニーは、東京湾内に集積する燃料インフラ・電源設備などの高度なインフラ施設を最大限活用し、サプライチェーン全体において従来の事業構造の抜本的見直しに踏み込むことで、世界とダイナミックに渡り合えるエネルギー事業者への変革を図る。これにより、電力・ガス価格を抜本的に低減し、広く国民経済へ利益を還元する。

具体的には、燃料上流から発電までのサプライチェーン全体において、中部電力株式会社との包括的アライアンスを最大限活用することにより、双方の設備、運用を高度に統合するなど思い切った取り組みを行う。これにより、アライアンス実施主体を含むフュエル&パワー・カンパニー全体として、軽質ガス 1,000 万 t 導入、LNG 調達規模の拡大 (3,500~4,000 万 t)、早期リプレース (1,000 万 kW) を実現する。これらの取り組みにより、将来的には年間 6,500 億円の原価低減効果を実現する。

さらに、燃料上流事業、トレーディング事業に加え、海外発電事業、ガス事業を含む国内外での成長可能領域での事業に参画することで、収益基盤を強化する。

② パワーグリッド・カンパニー

パワーグリッド・カンパニーは、我が国の経済・産業の中心である首都圏をエリアとする責任に鑑み、今後とも電力供給の信頼度を確保した上で、国際的にも遜色のない低廉な託送料金水準を念頭に徹底的なコスト削減に取り組むとともに、送配電ネットワーク運用の最効率化を図る。

海外の先進事例をベンチマークに、特に機器や工事の単価低減に一層注力することにより、託送原価水準の低減に取り組み、平成 28 年度までに投資削減 3,000 億円以上 (対総特比)、設備関係費用削減 1,500 億円以上 (同) を達成する。また、発電・小売事業者の地域を越えた活発な競争や、多様化する電源を柔軟に受け入れられる次世代送配電ネットワークの効率的構築・運用に向け、東電エリアを超えた運用の広域化を進めるほか、平成 32 年度までに東電エリア全てに 2,700 万台のスマートメーターを、透明性が高く国際標準に沿った形で導入する。

③ カスタマーサービス・カンパニー

カスタマーサービス・カンパニーは、首都圏を中心とする多くのお客さ

まに対し、供給者目線から脱却し、省エネ等による電力市場規模の減少をおそれず、お客さまにとって最も効率的なエネルギー利用を提案・提供する。また、将来的には、お客さまの設備まで含めた、中長期的なインフラ利用コストを最小化する商品・サービスの提供を目指す。こうした活動を通じ、事業の発展を求める企業や、豊かで安心な生活を求める家庭の希望の実現に役立つ「みらい型インフラ企業」を目指す。

具体的には、ガス事業改革の進展を見越したガス販売の拡大（10年後100万t以上）や「でんき家計簿」（3年後会員1,000万軒）などを活用し、サービスの付加価値を向上させながら、関東周辺エリア以外に営業地域を拡大する（10年後100億kWh）。また、オープンかつフェアな電源調達を行う（ベース電源約200万kW、リプレース1,000万kW）。

こうして培ったノウハウを活かし、戦略的アライアンスの活用等にチャレンジすることで、地域や業種を超えて日本のエネルギー市場の最効率化を主導する事業者となり、10年後に、トータルエネルギーソリューションによる熱源転換で4,000億円、ガス事業及び周辺事業で2,000億円、全国大の電力販売で1,700億円の売上拡大を目指す。

1.1. 戦略プランの策定状況

今後の廃炉を適確かつ着実に実施する観点から、中長期的視点から十分な対応がなされていない分野に対し、専門的・持続的な技術検討を行い、政府の中長期ロードマップの改訂に反映することなどを目的として、「戦略プラン」を継続的に策定していく。

重要な中長期的な課題である、溶け落ちた核燃料（いわゆる「燃料デブリ」）の取り出しと廃棄物の対策について重点をおくとともに、現場の調査、必要とされる技術の研究開発の最新状況を踏まえ、戦略を絶えず見直し、廃炉戦略の実効性を高めていく。

また、戦略プランの策定に当たっては、廃炉等技術委員会、燃料デブリ取り出し専門委員会、廃棄物対策専門委員会等の機会を活用し、有識者や関係機関の関係者から広く助言を得ることに努める。更に、海外特別委員を通じて、海外の叡智を取り込み、世界でも先例のない事故炉の廃炉に向けた戦略の策定をより確かなものにしていく。

1 2. 借入金及び機構債の残高状況

(単位：百万円)

	平成 23 年 度末	平成 24 年 度末	平成 25 年 度末	平成 26 年 度末	借入及び発行 目的
借 入 金	—	1,000,000	700,000	400,000	法第 41 条第 1 項 第 2 号に規定す る「株式の引受 け」に必要な資 金
機 構 債	—	—	300,000	600,000	

(注) 借入金は、すべて民間金融機関を借入先とするものである。また、機構債は、すべて公募により発行している。

1 3. 委託費等の状況

該当なし